平成２５年（フ）第１１号
新潟県佐渡市相川柴町49番地
債務者　佐藤摩美子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第１２９号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1972番地89
債務者　新家キヨ子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８９号
神奈川県茅ヶ崎市香川２丁目19番１号
債務者　高橋　秀一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２００号
神奈川県藤沢市立石１丁目19番Ｂ―507号
債務者　金井勢津子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８号
北海道旭川市東光９条５丁目４番18号　サニーウェルＩ102号室
債務者　佐々木　秀
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９１号
北海道旭川市大町１条15丁目307番地の128　コーポ鈴木203号
債務者　須藤　久幸
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９４号
北海道旭川市南８条通26丁目589番地　武田コーポ２Ｆ
債務者　酒野　啓子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９６号
北海道旭川市豊岡11条５丁目２番23号　前田マンション103
債務者　小笠原麻美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１６号
北海道空知郡南富良野町字下金山787番地１
債務者　久保　達也
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2362番地302号　ジュネス湘南
債務者　岡垣　義夫
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１２号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2362番地302号　ジュネス湘南
債務者　岡垣麻穂美（旧姓翁川）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７６号
横浜市泉区和泉町3025番地２　グリーンヒル和泉Ａ105号
債務者　遠藤　早苗
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４１号
静岡市駿河区丸子新田474番地の２　ソレイユ・ル・ヴァン305、旧住所静岡市駿河区鎌田380番地の７　サンパル徳田106号
債務者　加藤　正丈
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９号
愛媛県八幡浜市郷２番耕地27番地
債務者　早川　麻貴
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第６５号
岐阜県羽島郡岐南町上印食２丁目56番地
債務者　二村　真弓
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後３時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
岡山県倉敷市船穂町船穂4935番地１、旧住所岡山市中区倉益293番地５
債務者　河田　美**紀**（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部